

自治基本条例策定だより

まちのルールづくり、はじめます。

いよいよ自治基本条例検討作業が本格化します！

山北町自治基本条例は、町の自治に関する基本理念や原則をはじめ、日々の暮らしの中で「山北町に住んでいてよかった」と実感できるような町民が主役のまちづくり、町民と行政との協働を推進するための仕組みづくり、町民・議会・行政それぞれの役割などを示したまちづくりに関する基本的なルールを定めるものです。

条例の策定にあたっては、昨年夏ごろから、町で条例の素案検討を行ってきたところですが、平成23年度は町民のみなさまに参加していただき、条例に盛り込む内容や取り組みの推進策などについて、意見交換を行いながら検討を進めていき、その結果を条例づくりに反映したいと考えています。

山北町自治基本条例（案）は、次のように10章構成となっております、平



成23年度は、この案をもとに町民のみなさまと
①山北町の条例としてふさわしいか
②町民が主役のまちづくりが行えるか
③条文を読んで文章が理解できるかなど、検討を進めていきます。

【問合せ】企画財政課企画班
電話 75-3652

山北町自治基本条例（案）の構成

- 前文 なぜ条例を制定するのか、まちづくりの目標
- 1 総則 目的、条例の位置づけ、用語の定義など
- 2 基本理念 まちづくりのあるべき姿を達成するための理念
- 3 町民の権利及び責務 町民の権利やまちづくりにおける責務
- 4 まちづくりと地域活動 まちづくりと地域活動について構成する団体等
- 5 町の役割と責務 まちづくりにおいて町が果たすべき役割と責務
- 6 議会の役割と責務 まちづくりにおいて議会が果たすべき役割と責務
- 7 住民投票 まちづくりに重大な影響を及ぼす事項について住民投票を実施
- 8 子ども 子どもの年齢に応じたまちづくりへの参加
- 9 広域連携 他の自治体との連携を進める
- 10 条例の見直し 条例を見直す条件

山北町自治基本条例策定委員会の委員を募集します

町では、町民15名程度による策定委員会を設置し、自治基本条例（案）について議論していただきます。

- 1 策定委員会の役割…会議に参加し、意見を述べていただきます
- 2 募集人数…若干名
- 3 募集期間…平成23年4月11日～4月28日
- 4 応募資格…町内に在住・在勤・在学のいずれかに該当する方で、平成23年4月1日現在、満20歳以上の方
- 5 応募用紙…企画財政課窓口で配布しています
- 6 活動期間…平成23年度の1年間
- 7 応募先…山北町役場企画財政課
- 8 その他…無報酬で参加していただきます